統計番号	(生ぎているものに限る。) 放び動物性生産品物(生きているものに限る。)		関税率					関税率(経済連携協定)									<u>立</u>
Statistical code 番号 H.S. code	品名 Description	基本 General		Tariff rate WTO協定 WTO	特惠 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	ariff rate (EF タイ Thailand	PA) インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	Uni I	it II
01.01 0101.10	馬、ろ馬、ら馬及びヒニー(生きているものに限る。) 純粋種の繁殖用のもの	General	Temporary	WIO	GSP	LDC	Singapore	Mexico	ivialaysia	Chile	Inaliand	Indonesia	Brunei	ASEAN	Philippines		
110	1 馬 (1)サラブレッド種、サラブレッド系種、アラブ種、アングロアラブ種又はアラブ系種の馬(以下この項において「軽種馬」という。)以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO
121	(2)その他のもの A 軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。)	無税		(無税)		Arr. T.Y.	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO
122 200 0101.90	B その他のもの 2 ろ馬、ら馬及びヒニー その他のもの	4,000,000 円/頭 無税		3,400,000 円/頭 (無税)		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO
110	1 馬 (1)軽種馬以外のものである旨が政令で定めるところにより証明されたもの (2)その他のもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO
121	A 軽種馬(競馬の競走用以外の用途に供するものであり、かつ、妊娠していないものである旨が政令で定めるところにより証明されたものに限る。) B その他のもの	無税 4,000,000		(無税) 3,400,000		無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO NO
200	2 ろ馬、ら馬及びヒニー	#,000,000 円/頭 無税		3,400,000 円/頭 (無税)		無忧	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO
	牛(生きているものに限る。) 純粋種の繁殖用のもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO
0102.90 010	その他のもの 1 水牛	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO
092	2 その他のもの (1)1頭の重量が300キログラム以下のもの	45,000円/	;	38,250円/		無税											NO
099	(2)その他のもの	頭 75,000円/ 頭	(	頭 63,750円/ 頭		無税											NO
01.03 0103.10 000	豚(生きているものに限る。) 純粋種の繁殖用のもの その他のもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO
0103.91 000 0103.92	1頭の重量が50キログラム未満のもの 1頭の重量が50キログラム以上のもの	10% (10%)		8.5%		無税無稅								8.5%			NO
011	*[1]1頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格(生きている豚に係る基準輸入価格(関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれ同表第1項第1号に定める価格をいう。以下この項において同じ。)から当該区分に対応する同法別表第1の3に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*[1]に定める額を控除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下のもの		19,508円/ 頭	/頭)		AN DE											NO
012	*[2]1頭の課税価格が生きている豚に係る従量税適用限度価格を超え、生きている豚に係る分岐点価格(生きている豚に係る場に係る基準輸入価格を、当該基準輸入価格に係る関税暫定措置法別表第1の3の2に定める期間内に輸入されるものの区分に対応するこの表に定める期間内に輸入されるものの区分に応じ、それぞれこの号の*[3]に定める率(例えば、9.8%の場合は0.098)に1を加えた数で除して得た価格をいう。以下この項において同じ。)以下のもの		1頭につきい係外には、生きに多りでは、生態のは、生態のは、生態のは、生態のは、生態のは、生態のは、生物のは、生物のは、生物のは、生物のは、生物のは、生物のは、生物のは、生物	(19,508円 /頭)													NO
020	*[3]1頭の課税価格が生きている豚に係る分岐点価格を 超えるもの		8.5%	(8.5%)													NO
01.04 0104.10 000	羊及びやぎ(生きているものに限る。) 羊	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO
0104.20 000 01.05	やぎ 家きん(鶏(ガルルス・ドメスティクス)、あひる、がちよう、七面鳥 及びほろほろ鳥で、生きているものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税		NO
0105 11 000	1羽の重量が185グラム以下のもの	Arr. 114		(Am 12)													NO
0105.11 000 0105.12 000 0105.19 000	鶏(ガルルス・ドメスティクス) 七面鳥 その他のもの	無税 無税 無税		(無税) (無税) (無税)													NO NO
	その他のもの	無稅		(無稅)													NO
0105.94 000 0105.99 000 01.06	鶏(ガルルス・ドメスティクス) その他のもの その他の動物(生きているものに限る。)	無税無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無稅	無税	無税		NO
0106.11 000	・ 哺乳類	無稅		(無税)			無仇	無亿	無亿	無亿	無仇	無机	無亿	無仇	無机	NO	KG
0106.11 000 0106.12 000 0106.19	くじら目及び海牛目 その他のもの	無税無税		(無税)													KG
012	ー 食肉目 ーー フェレット																KG
019 020	ーー その他のもの ー うさぎ目															NO	KG KG
030	<ul><li>一 翼手目</li><li>一 齧歯目</li><li>一 ハムスター</li></ul>																KG
041 042	ーー モルモット															NO	KG KG
044 045 046	ーー チンチラ ーー りす ーー ラット															NO	KG KG KG
046 047 049	ーー ラット ーー マウス ーー その他のもの															NO	KG KG KG
049 090 0106.20		無稅		(無税)													KG
0106.20 010 020	NEU 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	無化		(州化)													KG KG
020	- ソー日   - 有鱗目  トカゲ亜目																KG
031 039 090	—— トカケ 亜 日 —— その他のもの — その他のもの															NO	KG KG
0106.31 000	- その他のもの - 鳥類 - 猛禽類	無稅		(無税)													KG
0106.32 000 0106.39		無税無稅		(無税)													KG
010	- はと目 - その他のもの	- 115 JVb		1207													KG KG
0106.90	その他のもの - 両生類	無税		(無税)													
011 012	無尾目 有尾目																KG KG
019 020	その他のもの - 昆虫類															NO	KG KG
090	— その他のもの																KG